

2027年国際園芸博覧会における広島県出展企画運営業務仕様書

1 業務名

2027年国際園芸博覧会における広島県出展企画運営業務

2 委託期間

契約締結日～令和9年8月31日（火）

ただし、企画・設計及び広報に必要な素材の作成準備に関する業務期間は、契約締結の日から令和9年3月31日とし、出展の運営・施工・撤去その他付帯事業の業務期間は、令和9年4月1日から令和9年8月31日とする。

3 業務の目的

2027年国際園芸博覧会（以下「園芸博」という。）会場に出展し、瀬戸内地域の温暖な気候と豊かな自然環境に育まれた広島初夏の花きの魅力を、観光資源や平和理念と併せて国内外へ発信することにより、広島県の多様な花き品目への認知度を高めるとともに、県内の園芸振興を図り、花き生産者の生産意欲向上及び県内を訪れる観光客の増加を目的とする。

4 広島県出展の概要

（1）出展期間

令和9年5月15日（土）～23日（日）（9日間）

（会場使用可能期間：令和9年5月13日（木）～24日（月））

※出展週の前々日（木曜日）12:00から設営、出展週の翌日（月曜日）18:00までに撤去

（2）開場時間

【想定】

※園芸博会場開場時間：9:30～21:30

（3）会場

ア 施設概要・利用方法等

園芸博会場（神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設））

展示区画概要	
展示面積	15m ²
展示場サイズ	間口 4,500mm／奥行 3,400mm／高さ 2,400mm
設備概要	・間仕切り壁なし、透水性アスファルト（黒色）舗装 ・照明設備：平均 1,000 ルクス基本照度 ・温度：夏期 概ね 25.5～27℃目安、湿度：概ね 50～60%目安 ・電気設備：1区画当たり 100v・1.5kw、コンセント1口（予定）、増設不可 ※什器・備品は出展者が準備する。（レンタル有） ※天井からモノの吊り下げ不可

付帯設備（共用物品）	(1) 水栓：各出展棟外に6口ずつ、各出展棟内の4隅に1口ずつ共用使用のため占有不可 (2) リーファーコンテナ（保冷施設・倉庫）：出展施設裏のバックヤードに設置予定
出展区画内で実施可能な PR 活動等	出展区画において、出展面積の5%以内で出展内容に関連した PR 活動が可能 【PR 活動の例】 ・パネル・サイネージ等を活用した企業・団体・個人、自治体の活動紹介 ・机上、パンフレットラックにチラシ・広告・アンケートを提示 ・デモンストレーション、体験活動（ワークショップ、工作）等
禁止事項	・出展区画内における、出展面積の5%を超える範囲での PR 活動 ・出展区画内における、有償での商品・サービスの提供 ・出展区画の入場料を徴収すること。 ・寄付を募ること。 ・その他、園芸博協会が指定すること。

イ 施設利用料

経費負担区分は次のとおりとする。

項目	項目詳細	負担
出展料		(無料)
出展に係る費用	屋内展示の企画・設計、出展作品の施工、出展作品の維持管理、演出用の電気・水道の使用（かん水用を除く）、出展区画内の現状回復及び処分等に係る費用 【参考】 電力量 1kWh～120kWh 29 円 80 銭 / 1 kWh 120kWh～300kWh 36 円 40 銭 / 1 kWh 300kWh～ 40 円 49 銭 / 1 kWh （東京電力エナジーパートナー公表単価から引用） 上水道料 463 円/m³（横浜市水道料金公表単価から引用） 下水道料 上水と同量の場合 472 円/m³（横浜市下水道河川局公表単価から引用）	受託者
保険	協会が契約者となり、包括賠償責任保険を契約し、出展者が追加被保険者に加えられ発生した費用を負担する。 詳細は未決定 【参考】 施設賠償責任保険部分の費用負担 285 円 / m² （大阪・関西万博保険ガイドラインから引用）	受託者
運送費	会場までの出品物等の輸送、撤去後の廃棄物の輸送	受託者
人件費	企画・設計・設置・撤去、期間中の運営及び展示物管理	受託者

(4) コンセプト

出展内容は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要がある。

ア 広島県テーマ「瀬戸内の陽光と風が育む、広島初夏の花」に即して計画すること。

なお、広島県テーマは園芸博のテーマ「幸せを創る明日の風景」に加え、4つのサブテーマ（「自然との調和」「緑や農による共存」「新産業の創出」「連携による解決」）のいずれかに適合し、花・緑・農・食や環境への取組に関するものであり、出展週（5月15～23日）のテーマ「花と巡る 日本各地の初夏」に即して決定したテーマである。

イ 展示に用いる花材類は、8割以上広島県産花き類を使用すること。

ウ 広島県への観光誘客を促すきっかけをつくること。

5 業務内容

（1）全体業務

- ・広島県出展の展示等の企画、設計及び出展期間中の運営等についての全体調整及び進捗管理を適切に行うとともに、県の指示に従って対応すること。
- ・博覧会協会から随時示されるガイドライン、要件等に対して、都度対応し出展すること。

（2）出展内容等の企画・設計及び実施計画書の提出

ア 企画・設計

企画提案書を基に県と協議の上、テーマに沿った出展内容等について企画を行うこと。

- ・成果指標
- ・出展内容
- ・イメージパース
- ・出展の基本設計図
- ・施工・運営・撤去計画
- ・出展に係る概略工程、スケジュール
- ・令和8年度及び令和9年度の費用積算（年度毎に積算）

イ 企画・設計に伴う留意事項

- ・博覧会協会が提示するガイドラインに沿い、地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等に関わらず、来場者が展示内容を理解し快適に楽しめるよう、企画、設計すること。（安全面、SDGs面での配慮を含む）
- ・より多くの園芸博来場者を、広島県出展に呼び込む仕掛けを含んだ内容とすること。
- ・国内外の報道関係者への訴求効果を高める工夫を凝らすこと。
- ・県内全域のPRを含んだ魅力発信とすること。
- ・県からの意見を踏まえ、出展に反映させること。
- ・出展後の展示物等の利活用についても考慮すること。

ウ 実施計画書の提出

企画提案書を基に県と協議の上、企画・設計・施工・運営・撤去に係る実施計画書を提出し、県の承認を得ること。提出日及び設計書に記載する内容等、詳細については県と協議の上決定する。

（3）出展の運営・施工・撤去

ア 全体調整

- ・来場者の安全・安心確保及び快適な会場づくり等を進め、円滑な運営を行うこと。
- ・来場者数や属性、成果指標項目等を正確に把握し実績報告を行うこと。

イ 会場調整・施工・撤去

- ・施工等出展に係る各種手続き及び届け出を行うこと。
- ・出展内容に応じて必要となる、消防法を始め各種関係法令等の諸調整を行うこと。
- ・上記の各種手続き、届け出を行う前に、県の実情を把握すること。
- ・博覧会協会への各種提出書類を作成すること。
- ・実施計画書を基に展示物、装飾、機材、その他出展に必要なものを計画的に調達、制作すること。
- ・本県の出展期間の前後に出展する者と連携し、展示物、装飾、機材等を共有する等、コスト削減及び環境への配慮を行うこと。
- ・出展の撤去及び撤去に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと。
- ・出展の施工及び撤去に必要な搬入出を行うこと。
- ・搬入出時に係る物流コストについて、本県出展期間の前後の出展者と連携する等、コスト削減及び環境への配慮を行うこと。
- ・会場使用可能期間の中で、展示等の期間が最大限確保できるよう、施工及び撤去は速やかに行うこと。
- ・展示物等を借用する場合、提供者等の関係者との連絡調整を行うこと。

ウ 運営管理

- ・出展期間中のタイムスケジュールを作成し、関係者との連絡・調整を行うこと。
- ・運営に係る業務分担・必要人員の配置を行うこと。
- ・運営マニュアルや運営に関する各種資料を作成すること。
- ・財産（火災）保険、動産総合保険など必要な保険へ加入すること。
- ・受付事務が発生することになった場合は、受付事務局、問合せ窓口、会場での連絡調整業務を行うこと。
- ・来場者整理、警備業務を行うこと。

（４）広報

園芸博来場者（予定者を含む）やメディア関係者等に対する広島県出展への誘導促進のため、広島県のホームページやSNS等で発信することを想定した発信素材（出展内容等）の作成等により、効果的な情報発信を行うこと。

（５）アンケートの実施

ア 本展示の目的である「花き生産者の生産意欲の向上」と「広島県への来訪意欲の向上」、及び「広島県の多様な花き品目を認識していただくこと」を評価するため、展示期間中に来場者を対象としたアンケート調査を実施すること。

イ アンケート内容は、花き生産や広島県の花に対する興味・関心度、来訪意欲の変化、展示内容に対する感想や意見等を含めること。

ウ アンケートの実施方法、調査票の作成、回収・集計、分析及び結果報告については、県と協議の上、行うこと。

エ アンケートの回答数は、100件以上を確保することを目標とする。

（６）実績報告

来場者数、属性、成果指標の測定結果、期間中の出展の状況を撮影した写真・動画、上記（５）のアンケート調査等、業務の結果をまとめて報告すること。

(7) その他

委託料の範囲内で、独自の提案があれば、県と協議の上実施すること。

6 成果目標

広島県出展来場者目標：10,000人以上

(その他、目標項目や目標値、測定手法は提案に基づき記載する。)

7 県及び関係者との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに県と業務前の打ち合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託者は必要に応じて適宜打ち合わせを行い、進捗状況の報告及び必要に応じた計画の見直しを検討・協議すること。打ち合わせは、オンライン会議システムを利用することも可とする。また、本業務の関係者との打ち合わせへの同席や調整を求める場合がある。なお、打ち合わせ後は、速やかに、協議録を作成し、県に提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

8 委託料

精算払とする。

但し、業務の遂行上必要と認められる部分については、概算払とする。

9 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

10 秘密の保持

受託者は、契約の履行に当たり業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり他に利用するための情報として提供したりしないこと。なお、業務終了後においても同様とする。

11 留意事項

受託者は、県と十分打合せを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となる場合には、これを申し出ることとする。

- (1) 本契約により著作権が生じる場合は、その権利は県に帰属するものとする。
- (2) 本業務に伴う債権及び債務、費用負担、受託者の損害及び第三者に及ぼした損害は、全て受託者が負担するものとする。また、県は受託者の運営経費に関し、一切の補填をしない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受託者は県と協議した上で業務を遂行するものとする。